

平成 28 年度 事務事業評価シート 【 事後評価 】

※色付きのセルのみ入力してください。また、行・列の挿入や削除は絶対に行わないでください。

会計	款	項	目	事業コード	事業名		
一般	03	01	01	138510	臨時給付金支給事業(繰越分)		
総合計画	分野	暮らし					
	政策	2-5	福祉の充実				
	施策	1	地域福祉の推進				
目的	年金生活者等支援臨時福祉給付金（高齢者向け）の支給						
対象	平成27年度簡素な給付措置対象者のうち、平成28年度中に65歳以上となる者						
意図	賃金引き上げの恩恵が及びにくい低所得の高齢者を支援し、平成28年度前半の個人消費の下支えを図る。						
事業概要 …上記目的を実現するための事業手法を記載すること							
○年金生活者等支援臨時福祉給付金の支給 平成27年度当初の簡素な給付措置（臨時福祉給付金）並びに子育て世帯臨時特例給付金の支給に加え、平成27年度臨時福祉給付金支給対象者のうち、平成28年度中に65歳以上となる方に対し、1人につき3万円の支給を行う。							
市民参画の有無 [対象外]							
市民協働の形態		共催		実行委員会・協議会		事業協力・協定	
		後援・協賛		補助・助成		委託	
活動指標（上記「事業概要」に対応）			単位	区分	27年度(実績)	28年度(実績)	29年度(計画)
①	年金生活者等支援臨時福祉給付金支給者		人	計画		12,886	
				実績		12,516	
②				計画			
				実績			
③				計画			
				実績			
成果指標（上記「意図」に対応）			単位	区分	27年度(実績)	28年度(実績)	29年度(計画)
①				目標			
				実績			
②				目標			
				実績			
③				目標			
				実績			
成果指標の達成度	目標値より高い		概ね目標値どおり		目標値より低い		

成果指標の達成度の要因分析 (新規事業及び成果指標を変更した場合は、その成果指標を設定した考え方、目標値の根拠を記載)		
/		
目的妥当性	公共関与の妥当性	国の支給要綱に基づき、対象者に給付金を支給するものである。
	<input type="radio"/> 妥当である	
	見直し余地がある <input type="radio"/> 妥当でない	
有効性	成果の向上余地	国の支給要綱に基づき、対象者に給付金を支給するものである。
	向上余地がある <input type="radio"/> 向上余地がない	
効率性	事業費・人件費の削減余地	国の支給要綱に基づく事務のため、削減余地はない。
	事業費の削減余地がある 人件費の削減余地がある <input type="radio"/> どちらも削減余地がない	
公平性	受益と負担の適正化余地	国の支給要綱に基づき支給決定し、定められた額を支給している。
	受益機会の見直し余地がある 費用負担の見直し余地がある <input type="radio"/> 適正である	
総合評価 …上記評価結果の総括		
国の制度による支給事務を自治体が行うものであり、支給要綱に基づき対象者全員への適正な支給に努める必要がある。		

平成 28 年度 事業説明資料

【 事後評価 】

※色付きのセルのみ入力してください。また、行・列の挿入や削除は絶対に行わないでください。

会計	款	項	目	事業コード	事業名
一般	03	01	01	138510	臨時給付金支給事業(繰越分)

単位：千円

		27年度 決算額(A)	28年度 決算額(B)	29年度 現計予算額	決算額前年比 (B-A)
事業費			385,892		385,892
財源内訳	国・県		385,892		385,892
	地方債				
	その他				
	一般財源				

事業期間	単年度繰返	<input checked="" type="radio"/>	期間限定	[平成 28 年度 ~ 平成 28 年度]
------	-------	----------------------------------	------	-----------------------

部重点施策における目標
—

事業開始の背景・経緯
政府の閣議決定した、「一億総活躍社会」の実現に向け、賃金引上げの恩恵が及びにくい低年金受給者の支援及び高齢者世帯の所得全体の底上げを図るため、低所得の高齢者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金が講ぜられた。

事業概要
○年金生活者等支援臨時福祉給付金の支給
平成27年度当初の簡素な給付措置（臨時福祉給付金）並びに子育て世帯臨時特例給付金の支給に加え、平成27年度臨時福祉給付金支給対象者のうち、平成28年度中に65歳以上となる方に対し、1人につき3万円の支給を行う。

事業を展開する上での課題、留意事項 / 意見・要望等
基準となる平成27年度市町村民税の課税状況を基に、支給に係る申請受付、支給の体制整備及び市民への周知等を速やかに行っていく必要がある。

担当部署 部名 健康福祉部 課名 地域福祉課 担当 八重樫 裕子 内線 524 (単位：千円)

【事業手法の詳細】…概略図による事業手法の詳細と事業費の内訳を記載すること。
【適宜、セルは結合して構わないが、結合した1つのセル内は1文章程度にとどめること。】

● 年金生活者等支援臨時福祉給付金 385,892千円 (国10/10)

1. 事業費 375,480千円

【支給対象者】
平成27年度臨時福祉給付金の支給対象者のうち、平成28年度中に65歳以上となる方 (平成27年度臨時福祉給付金支給対象者)
平成27年1月1日に住民基本台帳に登録されている住民のうち、市町村民税（均等割）が課税されていない者から、市町村民税（均等割）が課税されている者の扶養親族及び生活保護制度内で対応される被保護者を除いた者

【給付額】
一人につき6千円

【支給対象者の積上】
当初 対象者：13,500人（予算額405,000千円）平成27年度臨時福祉給付金支給実績より
実績 対象者：12,886人（申請書類送付数）
支給者：12,516人×3万円=375,480千円

2. 事務費 10,412千円

区分	予算額	決算額	摘要
3節	600	46	職員時間外手当（19時間）
7節	5,348	4,946	臨時補助員賃金（9人）、日々雇用職員（10人）
11節	887	508	事務消耗品、印刷製本費（封筒）
12節	4,545	3,206	郵送料、振込手数料（@108×10,166件）、LAN設置料
13節	1,772	1,620	支給システム改修・運用業務委託料
14節	87	86	機器借上料（プリンター・複写機）
合計	13,239	10,412	